

# 貸付金の測定、満期保有目的の債券等に関する取扱い、検討

— ASBJ、金融商品専門委

去る1月12日、企業会計基準委員会では第193回金融商品専門委員会を開催した。金融資産の減損の会計基準の開発に関して、議論された。主な審議内容は次のとおり。

## 貸付金の測定

第188回金融商品専門委員会

- ① 引当における貨幣の時間価値の考慮
- ② 償却原価の採用
- ③ 利率（実効金利の算定等）条件変更および認識の中止
- ④ ①・②・③の取扱い

貸付金の測定と減損に関して、IFRS9号「金融商品」では実効金利法が採用されている。実効金利法では、利息と元本という区分はなく、予想信用損失は将来のデフォルトリス

クから生じるすべてのキャッシュ・フロー不足の現在価値とされている。そのため、将来の利払いのキャッシュ・フローが不足すると予想される場合には減損の対象となり、未収利息を不計上とする会計処理は行われない。

これを踏まえると、前記①③の定めは整合的に組み合わせられており、一部の定めのみを取り入れた場合、その他の定めと不整合が生じる可能性がある。そのため、国際的な比較可能性を確保する観点からも、前記①③の定めを原則的に取り入れることが考えられる。

一方で、「③利率」に関して、これまでの議論において金融商品に関する手数料の取扱いおよび定額法の是非については、慎重に検討すべきとの意見が挙

がっている。そのため、この点は別途検討を行うこととする。この事務局案に対して、専門委員からは、「①③を取り入れることは理解できるが、手数料に関して元本に紐づけて実効

金利を計算することなど、実務上ハードルが高い点もある。オプションの導入などは引き続き検討すべき」など、実務への負荷を懸念する意見がいくつか挙げられた。事務局は「実務的な負荷の軽減については、次回以降提案していきたい」とした。

## ④の取扱い

金融資産の条件変更に関する論点については、2021年9月に公表されたIFRS9号の適用後レビューの対象に含まれている。そのため、本レビューの対応状況によつては、仮にIFRS9号の定めを取り入れたとしても、再度見直す必要が生じる可能性もある。

したがって、当面の間は条件変更および、条件変更と密接に関係する論点である認識の中止に関するIFRS9号の定めは取り入れない。なお、その場合、既存の契約について条件変更が行われた際は個々の状況に応じて判断することとする。

## 満期保有目的の債券等に対する予想信用損失の適用

前回の審議（2023年1月10日・20日合併号（No.1666）情報ダイジェスト参照）では、金融商品の分類に関して現行の枠組みを維持するこ

## 今月の税務

日付	項目	備考・コメント
2月10日(金)まで	① 源泉所得税および特別徴収住民税の納付(令和5年1月分)	① 源泉所得税には復興特別所得税の額を含む。
2月28日(火)まで	② 法人の確定申告、納付、延納の届出(令和4年12月期) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税(法人事業所税)・法人住民税 ③ 申告期限延長承認法人の法人税確定申告 1カ月延長法人(令和4年11月期) 2カ月延長法人(令和4年10月期) ④ 消費税確定申告(1カ月ごと)(12月期) ⑤ 消費税確定申告(3カ月ごと)(3月、6月、9月、12月期) ⑥ 法人の中間申告(半期・6月期) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税 ⑦ 法人消費税の中間申告納付 直前年税額4,800万円超のとき 1カ月ごと(12月期を除く) 直前年税額400万円超のとき 3カ月ごと(3月、6月、9月期) ⑧ 決算期の定めのない人格のない社団等の法人税の申告納付	②～⑧ 法人の事業年度(課税期間)の終了日は各月末日とする。  ④、⑤ 消費税課税期間の短縮特例は適用後2年間継続が要件である。  ⑧ 12月末日が決算期とみなされる。
2月中の市町村条例で定める日まで	⑨ 固定資産税(都市計画税)第4期分の納付	

(付記) 個人の申告書等の法定期限は所得税(復興特別所得税)・贈与税・住民税・事業税・国外財産調書は3月15日(水)まで、消費税・地方消費税は3月31日(金)まで、相続税は相続があったことを知った日から10カ月以内である。

とに異論は聞かれなかった。今回は満期保有目的の債権、その他有価証券に分類される債券にIFRS9号の減損モデルを適用した場合に不整合が生じないか検討する。

(1) 事務局提案

IFRS9号の減損モデルでは、信用リスクの著しい増大(SICR)に着目して減損処理を行う。他方、日本基準では満期保有の債権等について、時価が著しく下落した場合に減損処理を行うとし、具体的には時価の下落率が50%以上の場合に必ず減損処理し、30~50%の場合は回復可能性を考慮し、減損を行

(2) 専門委員の意見

専門委員からは「昨今の金利状況では、金利の50%以上の下落等は通常に生じている。50%以上の場合に、一律に信用リスクが生じているとみなすことは適切では」との意見があった。

会計

IFRSBをはじめとした基準設定主体の動向、整理——SSBJ

去る2022年12月27日、SSBJは第6回サステナビリティ基準委員会を開催した。主な審議事項は次のとおり。

サステナビリティ基準諮問会議からの報告

第2回サステナビリティ基準諮問会議(2023年1月10日・20日号(No.1666))情報ダイジェスト参照)の審議内容について、報告がなされた。

うこととしている。

この点につき、50%以下の下落の場合、日本基準でも減損の見積りにおいて信用リスクの増大に着目している。また、50%以上下落した場合は、一般的に信用リスクも増大していると考

IFRSBにおける審議の状況

事務局より、IFRSBの2022年11月ボード会議における暫定決定事項が説明された。

委員からは「報告の時期について、上半期/第2四半期の業績報告と同時に年度のサステナビリティ関連財務開示を報告することが認められるという方針が暫定決定されているが、公開草案の要求事項のいくつかが満

ポジティブ・メンタルヘルス

自制できない人が増えた 時世に必要な自省

メンタルクリエイト 江口 毅

おかげさまで筆者の仕事は、既存のお客様からの紹介とリピート依頼がほとんどを占めています。それ以外はホームページ経由のご依頼が多いのですが、わざわざ探し出してくれるからか、どの企業も大変熱心で、こちらもますます意欲的になります。しかし、社員に対する動機づけができていないまま研修依頼をいただくケースや人材育成の予算を消化するために研修依頼をいただくケースも稀にあります。

「私は人事部に対して研修の動機づけを十分に行っただろうか」、「講師として、アイスブレイクの内容をもっと工夫できたのではないか」、「目の前の参加者が興味をひくような説明方法や話題提供ができたのではないか」などと振り返りました。そうすると、工夫すべき点がたくさんみえてきました。幸いその企業では複数回の研修を実施する予定だったので、次に活かすことができました。

先日、社員に参加意欲がみられない企業から新規の研修依頼があり、実施してきました。講師として、アイスブレイク、グループワーク、一方通行にならない仕掛けなどあらゆる工夫をしました

このように、自分を省みることなく相手のせいにしてしまうことは誰にでも少なからずあるのではないのでしょうか。自分の育児のやり方を省みることもなく、言うことを聞かない子どもを叱り続ける親。教え方のまずさを省みることもなく、児童・生徒の出来の悪さを嘆く教師。指導のしかたや伝え方を省みることなく、部下の問題にしてしまう上司。筆者も日常生活を振り返ってみると思い当たるどころがあります。

研修直後、筆者の頭に浮かんだことは、「人事部が社員に対して研修の動機づけを行っていないからだ」、「参加者に学ぼうという姿勢が足りない」、「そもそも参加者が話を聞く姿勢ではない」などいろいろ思いました。

しかし、相手のせいにしてばかりでは何も解決しませんし、何も変わりません。そのようなときこそ自省することが求められます。自分の伝え方、教え方、振舞い方を振り返り、自分の側にも改善すべき点があったのではないかと省

みることで、落ち着いて自分自身をみつめることができ、その後の行動を変えることができます。昨今は、自分をコントロールできないことによってトラブルを招く人が増えている印象があります。他者への怒りをコントロールできない人、SNS上で徹底的に誰かを攻撃してしまう人、店員や駅員に暴言を吐く人、相手の言葉尻だけを捉えて機嫌を損ねる人などが挙げられます。そのような自制ができない人に必要なのは、自省することだと考えます。自省することで、すぐに反応しないで相手の気持ちに思いを馳せることができ、一晩寝かせて気持ちを落ち着かせることができ、自分側で変わるべき点に気づくことができます。

自省するために効果的な方法は、書くことです。実際に起きた客観的な事実、想像できる範囲の相手の気持ち、その場面での自分の本心、改善のための知恵などを書いていくうちに、気持ちは落ち着き、考えが整理できることは少なくありません。書くことで相手に対する否定的な感情が軽減し、少しでも前向きに考えることができます。それだけで十分価値があります。



たせなくなることを認識したうえで議論が行われているのか」という質問がなされ、事務局は「ご指摘のとおり。今後、経過措置をどのような形で導入していくのか、あわせて検討していくものと理解している」と回答した。

### 欧州サステナビリティ報告基準 (ESRS) 案の概要

事務局より、ESRS案の概要の説明がなされた。ESRS案の公表は、EUにおける現行のサステナビリティ開示基準である非財務情報開示指令を改正する取組みの一環である。今回は、ESRS案とISSB基準

案との大まかな相違を認識したうえで、今後、仮にSSBが日本基準を開発することとなった場合に参考とすることを目的として取り上げられた。

委員からは「個別の要求事項の多さはあるが、サステナビリティという枠を戦略やガバナンスなどにはめていない分、ISSB基準案と比べてすっきりとした印象を受けた」といった意見が聞かれた。

\*

事務局は、ISSB基準案を主軸としつつ、今後米米国や欧州等の動向を紹介していく予定。

## 国際会計

# 国際課税改革第2の柱モデル ルールに伴う改訂案、公表—IASB

去る1月9日、IASBは、公開草案「国際課税改革—第2の柱モデルルール—IAS12号の改訂提案」を公表した。

### 国際課税改革の概要

経済協力開発機構(OECD)およびG20は、以前から税源浸食・利益移転(BEPS)に係る包摂的枠組みに取り組んでおり、経済のデジタル化から生じる税務における課題解決に向けた対応が行われている。

源浸食防止ルール(GIOBEモデルルール)は、これまでの国際課税ルールの見直しになる。

### 会計上の論点

これらの動きに対して、IASBは、2022年11月の会合において、GIOBEモデルルールに関連する財務諸表への影響について検討している。

OECDは、GIOBERールとは、IRR(所得合算ルール)およびUTPR(軽減税支払ルール)から生じ得るトップ・アップ税により、MNEの超過利益に対する税額をミニマム税率まで引き上げるシステムであり、トップ・アップ税が事業体の所得に対する通常の法人所得税として算定されるものではないとしている。したがって、国や地域ごとの超過利益に適用され、その超過利益がミニマム税率を下回る税率で課税されている場合にのみ適用されることになる。

GIOBERールに従って課される税金は、国際的に標準化された計算方法が用いられ、MNEグループ内の低課税国を識別し、当該国や地域の実効税率をミニマム税率まで引き上げる調整を行うための課税であり、代替ミニマム税に近似しているとされている。

ここでは、国際課税システムの信頼を回復し、価値が創出されている国や地域において、適切な課税が行われるための方策の1つとして、連結財務諸表の収益が7億5千万ユーロを超える多国籍企業(MNE)が事業を行う各法域で生み出した所得に対して、15%の最低法人税率を課す制度を導入する提案がされている(第2の柱)。

第2の柱であるグローバル税

## 経理用語の豆知識

### 消費税等の会計処理



消費税は、付加価値に課税するものであり、原則として、資産の譲渡等の都度その対価の額につき課税を行うこととし、その前段階に課された税額を控除または還付して調整することとされている。仕入等に係る消費税の会計処理は税抜方式(消費税の会計処理が損益計算書に影響を及ぼさない方式)を採用することが適当であるとされている。ただし、簡易課税方式を採用した場合、その他企業の業種業態等から判断して合理性がある場合には、税込方式を採用することができるとされている。収益認識に関する会計基準においては、売上に係る消費税等は、第三者である国や都道府県に納付するため、第三者に支払うために顧客から回収する金額に該当することから、取引価格には含まれないものとされ、税抜方式で処理するものとされている。2020年に改正された収益認識会計基準の適用初年度において税込方式から税抜方式に変更する場合には、基準等の改正に伴う会計方針の変更として取り扱う。

このような背景のもと、GIOBERールにおける各国や地域のトップ・アップ税に関する次のような会計上の取扱いが問題になっていた。

- ・トップ・アップ税はIAS12号「法人所得税」の対象となるか。
- ・第2の柱モデルルールの導入に際し、追加的に一時差異が発生するか。
- ・繰延税金資産・負債の測定に係るミニマム税率の影響

### 公開草案の概要

IASBは、GIOBERールは、従前の法人所得税制度と

は異なるため、特別な検討が必要になり、当該ルール導入から生じる繰延税金計算の強制的な一時的例外を導入することを提案している。

一方で、このような一時的例外から生じる情報の欠如を補うために、GIOBEモデルルール導入に際して制定された法制に関する事実や影響、法令遵守に向けた取組みについて開示することが提案されている。

### 今後の予定

コメント期限は2023年3月10日までとされており、2023年第2四半期の最終化を目指している。

この20日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2022年12月27日	連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令(案)等	金融庁	2022年10月28日、ASBJが公表した企業会計基準27号「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の改正を受け、連結財務諸表規則について所要の改正を行うもの。その他の包括利益の項目の金額は、その他の包括利益に関する法人税等の金額を控除した金額を記載する旨が追加されている。コメント期限は2023年1月31日。 <a href="https://www.fsa.go.jp/news/r4/sonota/20221227.html">https://www.fsa.go.jp/news/r4/sonota/20221227.html</a>	—
2022年12月27日	金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告	金融庁	2022年6月公表の「ディスクロージャーワーキング・グループ報告」にて示された四半期決算短信一本化の方向性についての具体化に向けた課題や、サステナビリティ開示についてわが国におけるSSBJの役割の明確化やロードマップについての検討を行い、その結果を取りまとめたもの。 <a href="https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20221227.html">https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20221227.html</a>	—

金融

## 金融政策修正の前提となる春季労使交渉の妥結状況

厚生労働省が1月6日に公表した2022年11月分の毎月勤労統計調査によると、実質賃金の前年同月比は3.8%減で、2021年5月の3.1%増を頂点にほぼ一直線に下落傾向が続いている。給与所得者に対する物価上昇の悪影響が、1年半にわたり消費意欲を後退させる方向で働いてきたことになる。この傾向が続けば、個人消費の大幅な減少を通じた景気後退の悪循環継続は必至で、岸田首相も経済団体の新年祝賀会では企業の経営者に「インフレ率を超える賃上げ」の実現を要請したと報じられている。

日本では実質賃金の下落が目立つのは、企業物価と消費者物価の乖離が大きい点が1つの要因だ。企業物価は、ここ1年以上、前年同月比9%台で推移してきたが、消費者物価は1%ないしは2%台で推移してきた。非耐久財の価格弾力性が相対的に高く、価格上昇時の需要減少が比較的大きい日本の事情の影響も考えられるが、消費者物価同様

証券

## インフレと金融政策に悩む各国株式市場？

年明け直後、世界の株式市場の株価はわずかな上げ下げで始まった。日米市場は主要株価指数が小幅な下落となったが、欧州各国の代表的株価指数はほぼすべて、アジア主要国の株価指数の多くは微上昇した。昨年来の慎重な投資家心理を反映し、株式市場にとって新年が厳しい年となることを予感させる。

最も気がかりなのは、ウクライナ侵攻の展開・行方であり、3月頃までに欧米からの武器供与で戦力を増強したウクライナと強力な自国戦力を再編強化したロシアとの一大決戦の予想が強まる。膠着状態にある戦局が大きく動く可能性もあるが、世界の資源・エネルギー情勢、さらに株式市場に与える影響はプラスもマイナスもあり得る。

国際機関の代表・世界銀行は、今年の各地域・各国の経済成長率予想を発表し、すべて下方修正されたが、世界の株式市場はほぼ反応せずだ。株式市場は経済成長の後退、リセッション到来は織込み済みであり、焦点となるのはアメリカを先頭とした

中央銀行によるインフレの判断、金融政策の決定である。米連邦準備制度理事会（FRB）は1月末に今年最初の連邦公開市場委員会（FOMC）を開き、引き続き政策金利の引上げが見込まれる。ただ、利上げ幅、今後の利上げ計画をめぐってはFRBと市場とで判断が分かれ、株価に波乱が生じるリスクは存在する。

他の国々もアメリカと同じようなインフレの判断、金融政策の発動の連動が問われているが、日本だけは少し異なる。昨年、アメリカの金利引上げ政策開始後も、日銀は財政の金利負担の増加を回避するため、国債を市場から買い上げ、市場金利を抑制し、長期間続けている超低金利を維持してきた。しかし、日米金利差によって、円安が進行し、輸入物価上昇が国民生活を直撃する形になった。

昨年末の日銀による長期金利の変動幅拡大決定は事実上の利上げとみられ、日本株価は動揺した。4月には総裁交代を控え、米FRBの次の行動にどう対応するか、困難な局面にある。